

# 福岡県公報

平成24年4月24日  
第3389号

## 目次

### 告示(第770号-第781号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5

### 公告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	6
○意見募集の結果の公示	(水田農業振興課)	6
○平成24年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施	(畜産課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	9
○一般競争入札の実施	(保健環境研究所)	11

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	14
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	17

## 告示

### 福岡県告示第770号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市柏の森石場125番1、125番3、135番1、135番3、137番1、137番3、138番1、138番4、139番1、139番4、139番5及び2157番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
嘉麻市漆生1087番地13  
富金原 健三

### 福岡県告示第771号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名 福岡 典昭  
(2) 住所 太宰府市連歌屋二丁目12番8号
- 契約の期間の始期  
平成24年4月6日
- 監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。
- 監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めると

きは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

### 福岡県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生歯49	医療法人永真会なかよし 歯科	糟屋郡宇美町光正寺2丁目6-5	24・3・1
福津生歯 26	むとペデンタルオフィス	福津市2695番地1（福間駅東 地区33街区1画地）	24・4・1
田川生歯 120	ひまわりデンタルクリ ニック	田川郡川崎町大字田原596-2	24・3・1
田川生歯 121	福智歯科医院	田川郡福智町金田921-16	24・3・1
粕生薬147	タケシタ調剤薬局 宇美 店	糟屋郡宇美町宇美4丁目1-3 -2F	24・4・1
福津生薬 21	イオン薬局 福津店	福津市793番地	24・4・1
朝倉生薬 48	サンアイ調剤薬局 あさ くら店	朝倉市甘木150-4	24・4・1
田川生薬 50	オリーブ薬局	田川郡大任町大字今任原2465 -3	24・4・1

田生訪12	リハビリ訪問看護ステー ションすばる	田川市大字川宮1352-4	24・4・1
-------	-----------------------	---------------	--------

### 福岡県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生4	内田医院	宗像市東郷6丁目1-7	23・8・12
粕生歯33	なかよし歯科	糟屋郡宇美町光正寺2丁目6-5	24・2・29
田生歯50	にしべ歯科医院	田川市大字伊田4472-1	24・2・24
田生訪10	リハビリ訪問看護ステー ションすばる	田川市大字川宮1352-4	24・3・31

### 福岡県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示

する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ13	砥上 晃（保険訪問マッ ッサージ協会大牟田有明支 部）	大牟田市大字倉永115-1	24・3・1
筑紫生マ 29	樋口 幸子（よつば整骨 院 レイス治療院）	筑紫野市原田7丁目2-7	24・4・1
筑紫生マ 30	渡邊 秀樹（よつば整骨 院 レイス治療院）	筑紫野市原田7丁目2-7	24・4・1
嘉鞍生マ 2	入江 茂（鍼灸治療院ち くぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	24・3・16
嘉鞍生マ 3	中村 秀一（鍼灸治療院 ちくぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	24・3・16
嘉鞍生マ 4	畑 雄一（鍼灸治療院ち くぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	24・3・16
飯生マ49	本名 請吾（クラフト施 術所 飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	24・3・21
京生マ38	本名 請吾（クラフト施 術所 行橋）	京都郡菟田町大字葛川255-57	24・3・21
糸島地生 柔33	内田 大輔（だい整骨院）	糸島市篠原東1丁目9番3号	24・2・14
う生柔1	菅村 光祐（うきは整骨 院）	うきは市浮羽町朝田590-11	24・4・4
筑紫地生 柔23	野村 康治（加島整骨院）	筑紫郡那珂川町松木1丁目14 番地コーポ宮内1F	24・4・1

### 福岡県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国  
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法  
律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合  
を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保  
護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の  
規定により次のように告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生マ28	広瀬 繁利（クラフト施 術所 飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	24・3・21
飯生マ29	松本 敬子（クラフト施 術所 飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	24・3・21
み生マ10	野上 利雄（保険訪問マ ッサージ協会大牟田有明 支部）	みやま市高田町濃施505-1	24・2・29
み生マ11	砥上 晃（保険訪問マッ ッサージ協会大牟田有明支 部）	みやま市高田町濃施505-1	24・2・29
京生マ14	広瀬 繁利（クラフト施 術所 行橋）	京都郡菟田町大字葛川255-57	24・3・21
京生マ15	松本 敬子（クラフト施 術所 行橋）	京都郡菟田町大字葛川255-57	24・3・21
宰生柔10	重松 猛（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29
宰生柔11	手柴 昌彦（太宰整骨院 ）	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29
宰生柔16	妹川 和志（太宰整骨院 ）	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29

宰生柔17	北野 拓也 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29
宰生柔20	森川 幸 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29
宰生柔24	古川 祥吾 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29
宰生柔27	片江 晃貴 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	24・2・29
福生柔4	加島整骨院	筑紫郡那珂川町松木1丁目14	24・3・31

**福岡県告示第776号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
八女生マ9	横山 貢三（らくだ鍼灸院久留米出張所）	八女市本 2936-1	24・2・29

**福岡県告示第777号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営御供田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年4月24日から 平成24年5月25日まで	福津市役所

**福岡県告示第778号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営向達地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年4月24日から 平成24年5月25日まで	福津市役所

**福岡県告示第779号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成24年4月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) ユニクロ春日店

(2) 所在地 福岡県春日市大字下白水205番1の一部ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
三菱 UFJ リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年11月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,500平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側及び東側	109

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	25

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物北東側	15.8

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前9時 ※年間3日は午前6時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

※年間3日は午前5時から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午前8時30分まで

#### 福岡県告示第780号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
遠賀郡岡垣町大字海老津字白谷62の6、62の7
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

#### 福岡県告示第781号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字海老津字白谷62の6、62の7

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例施行規則（昭和39年福岡県規則第18号）及び福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和48年福岡県規則第17号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c02/shizen-kisokukaisei24.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

### 1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県立自然公園条例（昭和38年福岡県条例第25号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当するため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 2 規則の公布日

平成24年3月30日

### 公告

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び「不利益処分」に係る処分基準について、平成24年2月20日から平成24年3月20日までの間、御意見を募集した

ところ、3件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

### 1 意見の概要と考え方

意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
事項ごとに基準の必要性、数値の根拠を示されたい。	基準の必要性は、行政手続法第5条及び第12条の規定により、行政庁は審査基準及び処分基準を定めなければならないこととなったためであり、事項ごとに示すものではない。数値については、法定受託事務について国が技術的助言として制定した「農地法の運用について」（H21.12.2121 経営 4530、21 農振 1598 通知）を参考している。
分かりやすい形式に整理すべきである。	書式については、県の公文書の書き方に則ったものとしている。表現については、できる限り具体的に記載したが、多種多様な申請に対応するため、一部、例示的な表現が残ったことはやむを得ないと考える。
審査基準全体で「おおむね」の範囲を1割としているが、あえて1割と画一的に限定すべきではない。	「おおむね」とは、数量を大づかみに捉えることを意味するものであることから、目安を1割とするのは妥当と考える。
審査基準第1-2-(3)-①-(注3)甲種農地の「区画の面積」については、30アールとする基準を設けるべきではない。	昭和30年代後半から行われているほ場整備の標準面積が30アールであることから、特に守るべき農地としての甲種農地の基準面積が30アールであることは妥当と考える。
処分基準3の後段において、農用地区域内の土地に対する処分を強調しているが、農用地区域と同様に保全や規制が求められる区域（自然公園法の特別地域、都市緑地法の特別緑地保全地区等）も含めるべきである。	他法令で規制された地区には必ずしも農地が含まれているわけではなく、農地が含まれた地区だとしても当該法令を管轄する部署との調整が必要であることから、農地法に基づく処分基準として一律に定めることは困難である。

審査基準第1-2-(2)-①第1種農地の要件に、交通量の多い国道や歩道・植栽がある道路も分断要因として加えるべきである。	「交通量の多さ」には主観に左右されるものであること、また、歩道・植栽がある道路は数多くあることから、一律に分断要因とするのは困難であり、個別に判断していく。
審査基準第1-2-(2)-②-エ-（エ）第1種農地の許可基準の「住宅」に共同住宅も認めるべきである。	左記項目は、農業の振興に資する施設を例外的に認めるものであり、共同住宅は農業に資する施設には該当しないと考える。
審査基準第1-2-(2)-②-エ-（エ）第1種農地の許可基準の「集落」に、家屋はあるものの農地の方が蚕食的に挟まれている場合の一角も認めるべきである。	家屋に囲まれた広がりがない農地であれば第1種農地に該当しないと考えるが、集落に挟まれた農地は周辺農地とのつながり方によって、第1種農地に該当するか否かを個別に判断していく。
処分基準3下段で違反転用に係る土地が農振農用地であるときは、特段の事情がない限り処分を行うべきとなっているにもかかわらず、A市では、農用地に無許可で建設された農業用施設について、違法状態を認めて農用地利用計画変更申出書を提出して転用しようとしているが、許可するのか。	農地法に基づく処分基準の制定に対する意見には該当しない。（現時点では、農業振興地域の整備に関する法律に係る案件である。）
B農業委員会は、農地法第4条第1項第8号について届出書の提出を求めるが、法令では義務付けられていない。	農地法に基づく審査基準又は処分基準の制定に対する意見には該当しない。（B農業委員会の事務処理に係る案件である。）

## 2 設定日

平成24年4月1日

## 3 問合せ先

農林水産部水田農業振興課農地係

電話：092-643-3476

メールアドレス:suiden@pref.fukuoka.lg.jp

## 公告

平成24年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

## 1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成24年7月31日 (火曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成24年8月26日 (日曜日)	行橋市中央1丁目2番1号	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所

## 2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

## (1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

## (2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時

## 3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成24年6月20日 (水曜日)	嘉麻市大隈町1228-1	嘉麻市嘉麻生涯学習センター	飯塚農林事務所
平成24年6月26日 (火曜日)	久留米市草野町吉木33	久留米市ふれあい農業公園	朝倉農林事務所
平成24年6月27日 (水曜日)	大牟田市健老町461	大牟田市エコサックセンター	筑後農林事務所
平成24年6月28日 (木曜日)	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
平成24年6月29日 (金曜日)	田川市平松町3-36	田川青少年文化ホール	飯塚農林事務所
平成24年6月29日 (金曜日)	朝倉市杷木久喜宮1685	サンライズ杷木	朝倉農林事務所
平成24年7月3日 (火曜日)	北九州市小倉北区井堀5丁目1-3	北九州パレス	八幡農林事務所
平成24年7月3日 (火曜日)	直方市日吉町9-10	福岡県直方総合庁舎	飯塚農林事務所
平成24年7月4日 (水曜日)	福岡市西区大字女原607-1	西部地域交流センター(さいとびあ)	福岡農林事務所
平成24年7月4日 (水曜日)	八女市黒木町桑原212-1	黒木町開発センター	筑後農林事務所
平成24年7月4日 (水曜日)	築上郡築上町大字高塚756	築上町中央公民館	行橋農林事務所
平成24年7月5日 (木曜日)	北九州市門司区高田1丁目20-1	門司体育館	八幡農林事務所
平成24年7月6日 (金曜日)	小郡市大板井1180-1	小郡市生涯学習センター	朝倉農林事務所
平成24年7月6日 (金曜日)	田川郡添田町大字添田517-1	添田町民会館	飯塚農林事務所
平成24年7月9日 (月曜日)	うきは市吉井町983-1	うきは市むらおこしセンター	朝倉農林事務所
平成24年7月10日 (火曜日)	北九州市小倉南区大字木下670-1	東谷興農会館	八幡農林事務所

平成24年7月11日 (水曜日)	筑後市大字若菜1104	サザンクス筑後	筑後農林事務所
平成24年7月11日 (水曜日)	行橋市西宮市5丁目11-1	JAみやこ農協本所	行橋農林事務所
平成24年7月13日 (金曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	朝倉農林事務所
平成24年7月13日 (金曜日)	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
平成24年7月13日 (金曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	飯塚農林事務所
平成24年7月18日 (水曜日)	中間市蓮花寺3丁目1-1	中間市中央公民館	八幡農林事務所
平成24年7月20日 (金曜日)	宗像市久原400	宗像ユリックス	福岡農林事務所
平成24年7月24日 (火曜日)	筑紫野市二日市南1丁目9-3	筑紫野市生涯学習センター	福岡農林事務所
平成24年7月26日 (木曜日)	糟屋郡篠栗町大字尾仲47-1	クリエイト篠栗	福岡農林事務所
平成24年8月2日 (木曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎	福岡農林事務所
平成24年8月9日 (木曜日)	糸島市志摩初30	糸島市志摩庁舎	福岡農林事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成21年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護管理に関する知識	午前9時30分～午前11時30分



鳥獣の判別	午前11時30分～午後0時
猟具の取扱い	午後0時～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

## 5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から試験又は講習実施日の10日前までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)から(オ)までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）  
。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,800円。  
2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,800円を加算のこと。）

エ 80円切手を貼った返信用封筒（受験票又は受講票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。  
（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

## 6 注意事項

(1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分まで行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があつても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年4月24日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県総合環境情報システム及び付属機器等の賃貸借一式

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年5月11日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月24日

福岡県保健環境研究所長 平田輝昭

1 調達内容

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

福岡県総合環境情報システム及び附属機器等の賃貸借一式

（構築、設置、設定、システム及びデータ移行作業、保守点検作業を含む。）

(2) システムの仕様等

入札説明書、仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から平成29年9月30日まで

(4) 納入場所

福岡県太宰府市大字向佐野39他

福岡県保健環境研究所及び仕様書指定の場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年6月1日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	その他リース・レンタル	AA

- (2) 国又は都道府県の公共事業の情報管理システムの運用実績を持ち、迅速かつ確実に納入できると認められる者
- (3) 当該情報システムの納入後、点検、修理、保守その他のアフターサービスについて納入先の求めに応じて速やかに対応できると認められる者
- (4) 納入しようとするシステムが1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県保健環境研究所に平成24年5月10日（木）午前11時00分までに提出して承認を受けた者  
なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
福岡県保健環境研究所 総務課

〒818-0135 福岡県太宰府市大字向佐野39

電話番号 092-921-9940 内線127

FAX 092-928-1203

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 期間

平成24年4月24日（火）から平成24年5月2日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明会

- (1) 日時

平成24年5月7日（月）午前10時00分から

- (2) 場所

福岡県太宰府市大字向佐野39

福岡県保健環境研究所管理棟2F講堂

- (3) その他

出席者は1者につき2名までとする。

- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 受領期限

ア 郵送する場合 平成24年6月1日（金）午後5時00分

イ 持参する場合 平成24年6月1日（金）午後5時00分

- (3) 提出方法

直接持参又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県太宰府市大字向佐野39

福岡県保健環境研究所管理棟2F講堂

## (2) 日時

平成24年6月4日（月）午前10時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつてその全ての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がないもの。

(2) 法令又は入札に関する条件に違反しているもの。

(3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき、当該入札者の全てのもの。

(4) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。

(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないもの。

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しないもの。

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できないもの。

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がしたもの。

## 15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

A leasing contract for renewal the information system of “Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences (FIHES)”. This leasing contract includes construction of the renewal system, the lease of required equipment, and the maintenance services specified as specifications. The renewed information system is named “Integrated Information System for Environmental Research of Fukuoka Prefecture”, is constituted by a information and local area network system of FIHES, regular monitoring system of air pollution, and environmental notification management system in Fukuoka prefecture.

(1) Articles and Quantity

The leasing contract of the Integrated Information System for Environmental Research of Fukuoka Prefecture (IISE), required equipment and maintenance services specified as specifications for five years.

(2) Contract period

From the date the contract is effective through September 30, 2017

(3) Delivery place

“Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences”, “Fukuoka Prefectural Office” and places specified in specifications.

(4) Time limit for tender

5 : 00 PM on June 01, 2012

(5) Contact point where documents for tendering a bid are available

Division of General Affairs, Department of Management, Fukuoka Institute of Health and Environmental Sciences 39, Mukaizano, Dazaifu-shi Fukuoka, 818 - 0135 Japan

TEL 092 - 921 - 9940 (Ext 127)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第103号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成24年4月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

- (1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務（以下「1号業務」という。）
(2) 法第2条第1項第3号に係る警備業務（以下「3号業務」という。）

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 1号業務

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

Table with 3 columns: 講習期日, 講習時間, 講習場所. Content includes dates from July 4 to July 12, 2012, and location: 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター.

(2) 3号業務

ア 新規取得講習

Table with 3 columns: 講習期日, 講習時間, 講習場所.

平成24年6月20日(水)から同年6月27日(水)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	--	-------------------------------------

## イ 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年6月25日(月)から同年6月27日(水)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記2の各表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

## 3 受講定員

## (1) 1号業務(新規取得講習)

36名

## (2) 3号業務

## ア 新規取得講習

36名

## イ 追加取得講習

12名

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

平成24年5月31日(木)から同年6月4日(月)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

## (4) 講習受講手数料

ア 1号業務（新規取得講習）

47,000円

イ 3号業務

(ア) 新規取得講習

38,000円

(イ) 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (5) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パー



セント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第104号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成24年4月24日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

#### 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年7月17日(火)から同年7月19日(木)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### 3 受講定員

36名

#### 4 受講申込手続等

##### (1) 受付期間

平成24年6月11日(月)から同年6月13日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

##### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

##### (3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)

- ※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

##### (4) 講習受講手数料

38,000円

- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

##### (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

#### 6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。